

# 入札説明書

宮崎県が行う仮設物（ソーラー式信号機等）の賃貸借及び保守契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、下記 13 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 3 月 1 0 日

## 2 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 仮設物（ソーラー式信号機等）の賃貸借及び保守契約
- (2) 契約内容 別紙 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（12 ヶ月）
- (4) 納入期日 令和 8 年 4 月 1 日
- (5) 設置場所 日南市北郷町北河内

## 3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札は令和 8 年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とし、契約日は令和 8 年 4 月 1 日とする。
- (2) 上記 2 の (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
- (3) 県は、(2) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、開札日当日時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年 1 月 26 日告示第 93 号。以下「要綱」という。）第 4 条に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者で、サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が「賃貸業務」で、種目が「その他」であること。
- (3) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

- (4) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に引き渡し（日南市内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。）、設定できると認められる者であること。
- (5) 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

## 5 入札参加資格の確認

この競争入札に参加しようとする者は、上記4の資格要件を満たすことを証明する書類を、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）により提出しなければならない。なお、提出期限、提出場所及び提出方法は、以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時
- (2) 提出場所 宮崎県日南土木事務所 総務課 総務担当  
〒887-0031 日南市戸高1丁目12番地1
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものを有効とする。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格の確認結果は、令和8年3月23日（月）までに書面により通知する。

## 6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、令和8年3月23日（月）午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

## 7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の場所並びに日時
  - ア 場所 宮崎県日南総合庁舎 3階 第1会議室 日南市戸高1丁目12番地1
  - イ 日時 令和8年3月26日（木） 午後2時
- (2) 入札に参加する者は、別紙様式2による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

#### (4) 入札方法

- ア 入札書の入札金額は、1ヶ月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、内訳金額には月額、総額（12ヶ月）を記載する。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
  - (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
  - (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
  - (8) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
  - (9) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

### 8 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする者が、契約を締結しようとする日の属する年度前の2か年度の間、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（公社等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

### 9 入札の効力

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正な行為があった入札

## 10 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に入札をしなかった者

再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。

また、再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した再入札書を提出しなければならない。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 12 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 13 本件入札に関する問合せ先

宮崎県日南土木事務所 総務課 総務担当

〒887-0031 日南市戸高1丁目12番地1

電話番号 0987(23)4661